

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和 7 年 6 月 2 5 日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社スマイルライフに対し、老人福祉法（昭和 3 8 年法律 1 3 3 号）第 2 9 条第 1 5 項の規定に基づく行政処分を令和 7 年 6 月 2 3 日に行った。

2 対象事業者等

(1) 対象事業者

法 人 名： 株式会社スマイルライフ
代 表 者 名： 代表取締役 志村 龍寛
所 在 地： 北海道旭川市忠和 6 条 2 丁目 1 番 8 号

(2) 対象施設

施 設 名： グループハウスライフ・イン
所 在 地： 旭川市忠和 6 条 2 丁目 1 番 8 号
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第 2 9 条第 1 5 項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

グループハウスライフ・イン（以下「当該施設」という。）の介護職員により、当該施設の入居者に対し、次の人格尊重義務違反が行われた。

介護職員 1 名が、入居者 1 名に対し心理的虐待（威嚇的な発言，態度）を行った。また、別の介護職員 1 名が、同じ入居者に対し、介護・世話の放棄・放任を行った。

5 改善命令の内容

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。